

口腔ケアの臨床現場から考える歯科衛生士による支援の可能性

立命館大学大学院
応用人間科学研究科
対人援助学領域
家族機能・社会臨床クラスター
徳山 貴子

歯科衛生士は 1948 年歯科衛生士法から誕生した。制定当時の歯科衛生士の役割は、歯石の除去・予防のための薬剤塗布・予防上の一定の措置のみに限られていた。歯科衛生士法も大きく二度の改定があり、1955 年歯科診療の補助業務が加えられ 1989 年歯科保健指導が追加された。歯科衛生士の業務は「予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導」の三大業務となる。社会的な変化の中、歯科衛生士法改定により歯科衛生士の業務も拡大し制度として整備された。しかし拡大したことで役割が歯科衛生士法制定当時の限定的なものに比べて分かりづらくなる。本稿の目的は、歯科衛生士の役割を制度政策と歯科衛生士法改正を関連づけて整理し、歯科衛生士が単独で訪問指導する「口腔ケアの臨床現場」のフィールドワークを通じて、歯科衛生士法をめぐる論争に対して、新たな視野（口腔衛生士）を提示するものである。

研究方法として、日本における歯科衛生士の役割の変遷について、歯科衛生士法改定を手掛かりに、日本の社会的背景と制度政策を関連づけ、先行研究から整理した。その上で、歯科医師の訪問診療と歯科衛生士の訪問指導の現場にそれぞれ同行し口腔ケアのフィールドワークを行った。こうして得られたデータを分析することで、歯科衛生士の実践における役割を考察した。

口腔ケアのフィールドは、介護（ケア）の現場において優先順位として「歯」や「口の中」を、第一に選択することは低く、毎日の生活で排泄や身体介護のケアを「誰がする」のかが問題になる。歯科医師の訪問診療でのフィールドワークの A さんはこの点に於いて「身体介護」と「口腔ケア」を同様に重要と考えていた。歯科衛生士を職業とする筆者であっても、「なぜ」という疑問が湧いた。そのことは歯科医療、口腔ケアの関係性を介護の中から捉えることが出来るのではないかと考えた。また、歯科衛生士の口腔ケアは、ケアの領域として、「歯科衛生士は対人援助職といえるのか」を考える上で重要であった。A さんの事例と歯科衛生士のエピソードは、「ケアを受け取る側の視点」と「ケアを提供する側の視点」の関係において対照化した。その結果、歯科衛生士の現状と課題がみえてくるようになった。歯科衛生士の役割を対人援助・支援として捉えたことは、歯科衛生士の役割が多様であることを明らかにした。本稿は、歯科衛生士の役割がわかりづらくなっていることに、あらたに「口腔衛生士」として歯科衛生士のケアを担う役割（口腔介護）として誕生することを提言する。歯科衛生士の口腔ケアの臨床現場では、もうすでに「口腔衛生士」の役割を果たしていた。「口腔衛生士」は、歯科衛生士による支援の可能性を高めることになると考える。